

日 薬 業 発 第 461 号  
令 和 5 年 3 月 6 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日本薬剤師会  
副会長 森 昌平

令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品の適正な流通について

平素より本会会務にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

標記について厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課より別添のとおり連絡がありましたので、お知らせいたします。

ご高承のとおり、令和4年12月21日に開催されました中央社会保険医療協議会総会（第534回）において、令和5年度薬価改定の骨子が了承されました。この中で、令和5年度薬価改定においては、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について、臨時・特例的に調査結果※に基づく全品を対象に適用するとされたところです（令和5年度薬価改定については3月3日付けで官報告示）。

今般の連絡は、令和5年度薬価改定において不採算品再算定の対象となった品目について、医薬品としての安定供給を確保する観点から臨時の・特例的に実施された趣旨に鑑み、各製造販売業者・日本製薬団体連合会・日本医薬品卸売業連合会に対し、適正な価格での流通について協力を求めるものです。

会務ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会におかれましても内容につきご了知頂きますとともに、貴会会員にご周知くださいますようよろしくお願い申し上げます。

<別添>

- 令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された医薬品の適正な流通について（令和5年3月3日付、厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課事務連絡）

\* : 令和4年9月に実施した薬価収載医薬品を供給する業者に対して実施した、物価高騰等の影響による不採算品目の状況に関する調査

事務連絡  
令和5年3月3日

公益社団法人日本薬剤師会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品の適正な流通について

別添のとおり、各製造販売業者、日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本医薬品卸売業連合会あて事務連絡を発出していますのでご連絡いたします。貴団体所属の会員の皆様にも、その旨周知いただきますようよろしくお取り計らい願います。

事務連絡  
令和5年3月3日

各製造販売業者 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品の適正な流通について

令和4年12月21日に開催された中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において、令和5年度薬価改定では、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時的・特例的に調査結果（※1）に基づく全品を対象に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品は、安定供給を確保する必要が特に高いと考えられる品目（※2）として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望されます。

貴社におかれましては、不採算品再算定の対象となった品目について、卸売業者に対し周知するとともに、その趣旨に鑑み、これら医薬品が適正な価格で流通するよう適切な対応をお願いします。

なお、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会及び一般社団法人日本医薬品卸売業連合会に送付するとともに、これら事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※1 令和4年9月に実施した薬価収載医薬品を供給する業者に対して実施した、物価高騰等の影響による不採算品目の状況に関する調査

※2 以下①～③の要件全てに該当する品目

- ① 物価高騰や為替変動の影響等により現在不採算となっている品目
- ② 安定供給の確保の必要性が特に高いと考えられる品目（いずれかを満たす品目）
  - 安定確保医薬品（カテゴリーA～C）
  - 基礎的医薬品
  - その他、これまでの学会要望等から、特に医療上の必要性が高いと思われる品目
- ③ 同一成分・規格内において一品目が高いシェアを占めているなど、特に安定供給に支障を来しやすい品目（一社のみ供給品、最終後発品等を含む。）

事務連絡  
令和5年3月3日

日本製薬団体連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品の適正な流通について

令和4年12月21日に開催された中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において、令和5年度薬価改定では、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時的・特例的に調査結果（※1）に基づく全品を対象に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品は、安定供給を確保する必要が特に高いと考えられる品目（※2）として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望されます。

貴団体におかれましては、今回の不採算品再算定が実施された趣旨に鑑みこれら医薬品が適正な価格で流通するよう加盟団体及び加盟企業に対して周知方よろしくお願いします。

なお、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を該当製造販売業者及び一般社団法人日本医薬品卸売業連合会に送付するとともに、これら事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※1 令和4年9月に実施した薬価収載医薬品を供給する業者に対して実施した、物価高騰等の影響による不採算品目の状況に関する調査

※2 以下①～③の要件全てに該当する品目

- ① 物価高騰や為替変動の影響等により現在不採算となっている品目
- ② 安定供給の確保の必要性が特に高いと考えられる品目（いずれかを満たす品目）
  - － 安定確保医薬品（カテゴリーA～C）
  - － 基礎的医薬品
  - － その他、これまでの学会要望等から、特に医療上の必要性が高いと思われる品目
- ③ 同一成分・規格内において一品目が高いシェアを占めているなど、特に安定供給に支障を來しやすい品目（一社のみ供給品、最終後発品等を含む。）

事務連絡  
令和5年3月3日

一般社団法人日本医薬品卸売業連合会 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課

令和5年度薬価改定において不採算品再算定を適用された  
医薬品の適正な流通について

令和4年12月21日に開催された中央社会保険医療協議会（以下「中医協」という。）において、令和5年度薬価改定では、急激な原材料費の高騰、安定供給問題に対応するため、不採算品再算定について臨時的・特例的に調査結果（※1）に基づく全品を対象に適用することが決定されました。

今回、不採算品再算定の適用となった医薬品は、安定供給を確保する必要が特に高いと考えられる品目（※2）として製造販売業者から報告されたものであり、その安定供給を継続させていくために、適正な価格で流通することが望されます。

貴団体におかれましては、今回の不採算品再算定が実施された趣旨に鑑み、これら医薬品が適正な価格で流通するよう、会員企業に対して周知方よろしくお願ひします。

なお、不採算品再算定の適用を受けた品目については、各製造販売業者から各卸売業者に対し周知するよう、別添の事務連絡によりお願ひしています。

また、本事務連絡と同様の趣旨の事務連絡を日本製薬団体連合会に送付するとともに、これら事務連絡の写しを、公益社団法人日本医師会、公益社団法人日本薬剤師会、公益社団法人日本歯科医師会、一般社団法人日本保険薬局協会及び一般社団法人日本チェーンドラッグストア協会に送付することを申し添えます。

※1 令和4年9月に実施した薬価収載医薬品を供給する業者に対して実施した、物価高騰等の影響による不採算品目の状況に関する調査

※2 以下①～③の要件全てに該当する品目

- ① 物価高騰や為替変動の影響等により現在不採算となっている品目
- ② 安定供給の確保の必要性が特に高いと考えられる品目（いずれかを満たす品目）
  - 安定確保医薬品（カテゴリーA～C）
  - 基礎的医薬品
  - その他、これまでの学会要望等から、特に医療上の必要性が高いと思われる品目
- ③ 同一成分・規格内において一品目が高いシェアを占めているなど、特に安定供給に支障を来しやすい品目（一社のみ供給品、最終後発品等を含む。）